事業方法書

株式会社きずな少額短期保険

目次

第1編		4
第1章	被保険者の範囲および保険の種類の区分	4
第1条	ミ(被保険者の範囲)	4
第2条	ミ(保険の目的)	4
第3条	ミ(保険の種類の区分)	4
第4条	ミ(保険金額の引受通算限度)	4
第5条	ミ(同一の保険契約者に係る引受保険金額の合計)	4
第6条	⊱(保険期間)	4
第2章	被保険者の選択および保険契約の締結の手続に関する事項	5
第7条	ミ(被保険者の選択)	5
第8条	冬(引受の可否の決定)	5
	ミ(保険契約の申込)	
	条(保険金額および保険料の決定)	
第 11 第	条(保険証券の交付)	5
第 12 第	条(申込の承諾通知)	5
第 13 第	条(保険契約の失効・復活の手続)	5
第 14 条	条(保険契約の更新の手続)	6
	条(他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認)	
第 16 第	条(クーリング・オフ)	6
	保険料の収受ならびに保険金および払い戻される保険料およびその する事項	
第 17 第	条(保険料の払込方法<経路>)	7
第 18 第	条(保険料の払込方法<回数>)	7
第 19 第	条(保険料収納時の領収証交付)	7
第 20 第	条(猶予期間)	7
第 21 第	条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)	7
第 22 第	条(保険金の請求手続等)	7
第 23 条	条(保険料等の払い戻し)	7
第 24 第	条(保険料の増額または保険金の削減等)	8
第 25 斜	条(保険金の支払時期、場所等)	8

ヾき書類に記載する事項9	保険証券、保険契約の申込書およびこれらに添付	第4章
9	条(保険証券記載事項)	第 26
9	条(保険契約申込書記載事項)	第 27
9	条(告知書記載事項)	第 28
	主契約	第2編
10	定期保険	第1章
	条(保険の目的)	
	条(被保険者の範囲)	第 2
	条(保険期間)	第 3
	条(告知書記載事項)	第 4
	条(保険金額および保険料の決定)	第 5
10	条(保険金の請求手続等)	第 6

第1編 総 則

第1章 被保険者の範囲および保険の種類の区分

第1条(被保険者の範囲)

1. 申込の日において日本に居住する者とする。

第2条(保険の目的)

1. 保険の目的は第2編主契約の各則の記載による。

第3条(保険の種類の区分)

1. 保険の種類と保険業法施行令の該当は、以下のとおりとする。

保険の種類	保険金の名称	保険業法施行令
定期保険	死亡保険金	第1条の6第1号

第4条 (保険金額の引受通算限度)

1. 同一の被保険者に係る引受保険金額の合計は1,000万円を限度とし、これを超えて会社は引き受けない。また、保険金ごとの引受通算限度は以下のとおりとする。

保険金	通算する保険の種類	引受通算限度額
死亡保険金	定期保険	300 万円

第5条(同一の保険契約者に係る引受保険金額の合計)

1. 同一の保険契約者に係る引受保険金額の合計は以下の保険金ごとの上限総保険金額を限度とし、これを超えて会社は引き受けない。

保険金	通算する保険の種類	上限総保険金額
死亡保険金	定期保険	3 億円

第6条(保険期間)

1. 保険期間は第2編主契約の各則の記載による。

第2章 被保険者の選択および保険契約の締結の手続に関する事項

第7条(被保険者の選択)

- 1. 会社は、提出された保険契約申込情報、告知情報(保険種類により会社が提出を求める診断書情報を含む)を危険選択の手段とする。
- 2. 告知書記載事項については第2編主契約の各則の記載による。

第8条(引受の可否の決定)

1. 会社は、第7条の規定により、引受の可否を決定する。

第9条(保険契約の申込)

- 1. 保険契約者に対しては、保険業法第 294 条 (情報の提供) および保険業法第 294 条の 2 (顧客の意向の把握等) に則り、情報提供および意向の把握・確認を行う。
- 2. 前項の後、保険契約者に所定事項を記載した会社の定める保険契約申込書を提示し、署名のうえ提出を求め、保険契約の申込を受けることとする。
- 3. 保険契約の申込方法は、対面による。

第10条(保険金額および保険料の決定)

1. 保険金額および保険料は第2編主契約の各則の記載による。

第11条(保険証券の交付)

1. 会社は、新規契約を引受ける場合、保険契約者に保険証券を発行する。また、更新契約については保険証券を再発行せず、更新証を交付する。

第12条(申込の承諾通知)

1. 会社が申込を承諾する場合は保険証券を交付することにより、申込を承諾するものとする。

第13条(保険契約の失効・復活の手続)

- 1. 失効の取扱いは以下のとおりとする。
 - (1) 猶予期間内に保険料が払い込まれなかった場合は、猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効する。
 - (2) 保険契約が失効した場合、会社はすみやかに保険契約者宛に「失効通知」を送付する。
 - (3) 保険契約の復活は取扱わない。保険契約が失効した場合には、再度契約申込を行う必要が生じる。
 - (4) 保険料の決済不能に関して、保険契約者に過失がない場合などは、失効を取り消す対応 を行う。

第14条 (保険契約の更新の手続)

- 1. 保険契約の更新の取扱いがある保険契約の更新手続については、以下のとおりとする。
 - (1) 保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者から保険契約を継続しない旨の意思表示がないときは、保険契約は保険期間の満了日の翌日(以下「更新日」という。) に更新され継続する。その際、被保険者の選択は行わない。
 - (2) 会社は更新日の2か月までに保険契約者に更新案内を送付する。
 - (3) 契約を更新する場合は、会社は保険契約者に対して「更新証」を交付する。
 - (4) 更新契約については保険証券と更新証をあわせて新たな保険証券とみなす。
 - (5) 更新後の保険契約における保険料の払込期月(会社が決済を行う期間)については、保 険料払込方法<経路>、保険料払込方法<回数>の規定の取扱を準用する。
 - (6) 更新後の保険料の払込が確認できなかった場合(保険料の決済ができなかった場合を含む)、猶予期間および失効の規定を準用する。

第15条(他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認)

- 1. 保険契約者と被保険者が異なるときは、保険契約申込書等の所定の書面に被保険者本人が署名または記名押印することにより被保険者の同意確認を行う。
- 2. 保険金受取人の変更に関しては、被保険者の同意を必要とする。

第16条 (クーリング・オフ)

1. 保険期間が1年以下の場合、クーリング・オフの対象としない。

第 3 章 保険料の収受ならびに保険金および払い戻される保険料およびその他の返戻

金の支払に関する事項

第17条(保険料の払込方法<経路>)

- 1. 保険料の払込方法〈経路〉は、次の各号に定める方法によって行う。ただし、本項(3)号に定める払込方法〈経路〉は、会社が特に必要と認めた場合に限る。
 - (1) 会社が提携している金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) クレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

第18条(保険料の払込方法<回数>)

- 1. 保険料の払込方法<回数>は、月払または年払のいずれかとする。
- 2. 保険料の払込期月は、その保険料により保障される最初の月の初日から末日までとする。

第19条(保険料収納時の領収証交付)

1. 領収証は交付しない。ただし、保険契約者から請求がある場合には、領収証を交付する。

第20条(猶予期間)

- 1. 保険料の払込については、次項に定める猶予期間がある。
- 2. 猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとする。

第21条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合の取扱については、普通保険約款に定める。

第22条(保険金の請求手続等)

1. 保険金の請求手続等については第2編主契約の各則の記載による。

第23条(保険料等の払い戻し)

- 1. 保険料等の払い戻しは次のとおりとする。
 - (1) 普通保険約款に定められた「猶予期間および保険契約の失効」の規定により失効となった場合、保険料は返還しない。
 - (2) 普通保険約款に定められた「解約」の規定により解約となった場合、同約款に定められた「解約返戻金」の規定に沿って解約返戻金を返還する。
 - (3) 普通保険約款に定められた「告知義務違反」の規定により保険契約を解除した場合、解約返戻金を返還する。
 - (4) 普通保険約款に定められた「重大事由による解除」の規定により保険契約を解除した場合、解約返戻金を返還する(ただし、保険契約者が、この保険契約の保険金を詐取す

る目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含む。)をした場合を除く)。

- (5) 普通保険約款に定められた「詐欺による取消」の規定により保険契約を取り消した場合、すでに払い込まれた保険料は返還しない。
- (6) 普通保険約款に定められた「不法取得目的による無効」の規定により保険契約を無効と した場合、すでに払い込まれた保険料は返還しない。

第24条(保険料の増額または保険金の削減等)

- 1. 会社は、収支を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要があるときは、更新時に更新後の保険料を増額または保険金額を減額することがある。また、収支が不採算になり、収支の改善が見込めない時は、更新後の保険契約を引受けないことがある。この場合の手続は以下のとおりとする。
 - (1) 保険計理人の意見書をもとに取締役会で対処方針(保険料の増額、保険金額の減額、更新契約の引受停止)を決議する。
 - (2) 主務官庁に届け出る。
 - (3) 株主総会にて決議を得る。
 - (4) 変更内容について更新の2ヵ月前までに保険契約者に文書で通知する(電磁的な送付も含む)。
- 2. 会社は、保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、更新時の対応では収支の 改善が見込めないときは、会社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保 険金額を減額することがある。この場合の手続は以下のとおりとする。
 - (1) 保険計理人の意見書をもとに取締役会で対処方針(保険料の増額、保険金額の減額)を決議する。
 - (2) 主務官庁に届け出る。
 - (3) 株主総会にて決議を得る。
 - (4) 変更内容についてすみやかに保険契約者に文書で通知する(電磁的な送付も含む)。
- 3. 会社は一時に多くの支払事由が発生し、当該保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし、当該保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、会社の定めるところにより、保険期間中に保険金を削減して支払うことがある。この場合の手続は以下のとおりとする。
 - (1) 保険計理人の意見書をもとに取締役会で対処方針(保険金の削減)を決議する。
 - (2) 主務官庁に届け出る。
 - (3) 株主総会にて決議を得る。
 - (4) 変更内容についてすみやかに保険契約者および保険金受取人に文書で通知する(電磁的な送付も含む)。

第25条(保険金の支払時期、場所等)

- 1. 保険金の支払時期、場所等の取扱いについては、普通保険約款に定めるところによる。
- 2. 普通保険約款に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、法定利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払う。

第4章 保険証券、保険契約の申込書およびこれらに添付すべき書類に記載する事項

第26条(保険証券記載事項)

- 1. 会社の保険証券には、次の各号に掲げる項目を記載する。なお、下記以外に記載すべき内容がある場合は、第2編主契約の各則に定める。
 - (1) 保険契約の種類および保険証券番号
 - (2) 契約日ならびに保険期間の始期および終期
 - (3) 保険料およびその払込方法
 - (4) 保険金支払事由
 - (5) 保険金額およびその支払方法
 - (6) 被保険者の氏名、契約時の年齢および性別
 - (7) 保険契約者の氏名または商号等
 - (8) 保険金受取人の氏名または商号等
 - (9) 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約給付金額等
 - (10)保険証券の作成地、作成年月日、会社名および代表取締役の氏名

第27条(保険契約申込書記載事項)

- 1. 会社の保険契約申込書には、次の各号に掲げる項目を記載する。
 - (1) 申込の年月日
 - (2) 保険契約者の氏名または名称、住所、生年月日(保険契約者が個人の場合)、性別 (保険契約者が個人の場合)ならびに被保険者との続柄(保険契約者が個人の場合)
 - (3) 被保険者の氏名、生年月日、性別、契約時の年齢、住所、職業ならびに保険契約者との続柄
 - (4) 保険金受取人の氏名または名称ならびに被保険者との続柄
 - (5) 保険契約の種類
 - (6) 保険料およびその払込方法
 - (7) 保険金額
 - (8) 保険期間
 - (9) 被保険者の申込同意確認

第28条(告知書記載事項)

1. 告知書記載事項については第2編主契約の各則の記載による。

第2編 主契約

第1章 定期保険

第1条(保険の目的)

1. 保険期間中に被保険者が死亡したときに、所定の保険金を支払う。

第2条(被保険者の範囲)

1. 申込の日において日本に居住する者で、契約年齢が満20歳から満80歳の者、および契約更新時において満99歳までの者とする。契約年齢は責任開始日における被保険者の満年齢とする。

第3条(保険期間)

1. 保険期間は、1年間とする。

第4条(告知書記載事項)

- 1. 申込時において告知書の提出を要する場合に、告知書において被保険者に関して、次の各号の項目の告知を求める。
 - (1) 告知日
 - (2) 被保険者氏名、生年月日、住所、職業
 - (3) 告知項目
 - ① 現在の健康状態について
 - ② 既往歴について

第5条(保険金額および保険料の決定)

1. 保険金額および保険料は「保険料及び責任準備金の算出方法書」に記載された方法で計算された金額とする。

第6条 (保険金の請求手続等)

- 1. 保険金受取人から会社所定の請求書類を提出することにより手続きを行う。
- 2. 死亡保険金請求時に必要な書類は次の各号のとおりとする。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 医師の死亡診断書または死体検案書
 - (3) 被保険者の住民票 (除票)
 - (4) 保険金受取人の本人確認書類